

第 37 回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料から抜粋

嚴重警戒期到達を踏まえた  
感染再拡大防止対策  
(案)

4 月 2 日  
京都府

# 府民 事業者への要請

期間 令和3年4月5日から4月21日まで

(1) 往來の自粛

- ・ 大阪府、兵庫県や首都圏1都3県など感染拡大地域への往來を極力控えること
- ・ 府域内の往來についても、必要性を検討して行動すること

(2) 飲食店等への営業時間短縮要請

① 対象地域

京都市及び山城・乙訓地域（宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）

② 期間

令和3年4月5日0時から4月21日24時まで

③ 実施内容

飲食店、遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗の21時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から20時30分まで）を要請

対象施設	要請内容
<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<p>営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～20時 30分</p>

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外

時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円 (定休日を除く)
---------	-------------------------------------

(3) 催物（イベント等）の開催

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請します。

- ① 人数上限 5,000人又は収容定員50%※以内（10,000人以内）のいずれか大きい方  
※大声での歓声等がない場合：100%
- ② 営業時間 21時まで
- ③ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談してください。

## 2. 感染の再拡大を防止して防ぐためのお願い

### 1 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を！

- ・ マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・ 人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外の活動も慎重に行動してください。
- ・ 感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。会話の時は必ずマスクをしましょう！

### 2 飲食機会の感染予防の徹底

- ・ 飲食時のきょうとマナーに御協力をお願いします。

#### <きょうとマナー>

- ・ 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！
- ・ 会話の時は、マスクを着用！
- ・ 食事前、退店時には手指消毒を！
- ・ お店では大声で話さないでください！
- ・ 2時間、4人までを目安に！

- ・ 宴会や家族以外のホームパーティーは控えてください。
- ・ 外食時は、1人で食べる「個食」黙って食べる「黙食」に御協力ください。
- ・ カラオケを行う設備を提供している事業者の方は、マスク着用による飛沫防止など感染防止対策を徹底してください。
- ・ 事業者の皆様におかれては、家族等でやむを得ず5人以上の予約が入る場合は、万一感染が確認された場合の接触者の特定のため、連絡先が把握できるよう協力を求めています。

### 3 出勤の抑制

- ・ 「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークをより一層推進するとともに、出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤などの取組を推進してください。
- ・ 業態により困難な場合は、週休の分散化、休暇取得等により職場での密を回避してください。